



発行 東京都

目次

53

規則

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（総務局人事部人事課）..... 一
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（総務局人事部制度企画課）..... 二
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 二
- 東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 三
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 四
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 四
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 四
- 東京都管住宅条例施行規則の一部を改正する規則
.....（住宅政策本部都管住宅経営部経営企画課）..... 五
- 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 六
- 東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 六
- 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 六
- 東京都特定公共賃貸住宅条例施行細則の一部を改正する規則
.....（同）..... 七
- 東京都労働会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（産業労働局雇用就業部労働環境課）..... 八
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正
.....（総務局人事部制度企画課）..... 一〇

訓令

○ 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正.....（同）..... 三

規則（人）

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 三

○ 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則..... 三

規則（公）

○ つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則..... 三

通達

○ 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正.....（東京都人事委員会）..... 四

○ 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正.....（同）..... 五

規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

● 東京都規則第三百三十六号

職員 of 大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員 of 大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成二十年東京都規則第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「同条第二項」を「同条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

第十三条第三号中「第八十一条の二第二項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条第一号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十七号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第六条の二第一項及び第二項」を「第六条第十項及び第六條の二」に改める。

第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別記様式第一号の二中「(注1) 地方公務員法第28条の5に基づき再任用短時間勤務職員(以下単に「再任用短時間勤務職員」という。)」を「(注) 地方公務員法第22条の4第1項に基づき定年前再任用短時間勤務職員」に改め、(注)を削る。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六條第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第一条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和四十七年東京都規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。附則第二項を次のように改める。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「次の額」とあるのは、「次の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表イの表福祉保健局の障害者施策推進部施設サービス支援課の項の次に次のように加える。

都立病院支援部法人調整課

1 精神科病棟、精神医療の専門病棟の病棟又は脳・神経難病医療の専門病棟の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉(総務局長が指定する者に限る。)

2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長(総務局長が指定する者に限る。)

3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師(総務局長が指定する者に限る。)

別表イの表病院経営本部の項を削る。

附則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び附則第二項の改正規定並びに次項の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

<p>1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>	<p>1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>
一	二

●東京都規則第三百三十九号

東京都知事 小池 百合子

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十三条の八」を「第四十三条の六」に改める。
第四条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、同条第二項第三号中「(5)」を「(3)」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削る。

附則第二項第一号中「又は病院経営本部」を削り、「治療、看護」を「検体採取、移送」に改め、同項第三号中「又は病院経営本部」を削る。

別表1の部(5)の項中「福祉保健局又は病院経営本部」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、「（監察医療院に所属する医師を除く。）」を削り、同部(6)の項中「都立病院又はこれに準ずる医療施設若しくは入所施設」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、同表3の部(1)の項中「都立病院、」を削り、「治療看護」を「検体採取、移送」に改め、同部中(2)の項及び(3)の項を削り、(4)の項を(2)の項とし、(5)の項を(3)の項とし、同表4の部中(1)の項を削り、(2)の項を(1)の項とし、(3)の項を(2)の項とし、同部(4)の項中「(3)」を「(2)」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部(5)の項中「(3)」を「(2)」に改め、同項を同部(4)の項とし、同部(6)の項中「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に改め、同項を同部(5)の項とし、同部(7)の項を削り、同表6の部(1)の項中「次に掲げる職員が、次に掲げる」を「保健所その他医療関係の機関において、エックス線操作に従事する診療放射線技師又はその助手が、当該」に改め、同項ア及びイを削り、同部(2)の項中「都立病院、」及び「(1)に規定するものを除く。」を削り、「看護師」の下に「（准看護師を含む。以下同じ。）」を加え、「臨床工学技士若しくは」を「臨床工学技士又は」に、「診療若しくは」を「診療又は」に、「エックス線操作若しくは」を「エックス線操作又は」に改め、「又は駒込病院に所属する看護師若しくは一般技能職員（看護の助手に当たる者に限る。）が、放射線治療病室その他の場所において、患者の看護若しくは術処理補助業務若しくは汚染物

の処理業務に従事したとき」を削り、同表11の部(2)の項中「都立病院、」を削り、同部(3)の項を削り、同表14の項中「都立病院、」を削り、同表15の項及び16の項を削り、同表17の項中「都立病院その他の医療機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、同項を同表15の項とし、同表18の項及び19の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特務勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「採用された者」の下に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

第二条の四第一項中「職員が」を「職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)」が」に改める。

附則第三項中「受けていた職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の地域手当に関する規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十一号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年東京都規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号口に規定する採用とみなす。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十二号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年東京都規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は使用券」を削る。
 第五条第二項中「(附帯設備を除く。)」を削る。
 第六条中「又は附帯設備」を削る。
 第八条第一項中「、附帯設備」を削る。
 第九条中「附帯設備以外の」を削る。
 第十条第一号中「及び附帯設備」を削る。
 第十二条中「(談話室の使用者を除く。)」及び「又は使用券」を削る。
 第十四条第三項中「(談話室の使用者を除く。)」を削る。
 別表一の項中「一 東京都南部労政会館」を「東京都南部労政会館」に改め、同表一の項及び三の項を削り、同表備考を削る。

別記第一号様式中「東京都労働相談情報センター 事務所長」を「東京都労働相談情報センター大崎事務所長」に、「東京都 労政会館」を「東京都南部労政会館」

備 考	備 考
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	

使 用 料	施 設	円	附 帯 設 備	円	合 計	円
使 用 料						円

改める。
 別記第二号様式中「印」を削り、「東京都労働相談情報センター 事務所長」

を「東京都労働相談情報センター大崎事務所長」に

備 考	備 考
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	
有〔 〕・無	

備 考

使 用 料	施 設	円	附 帯 設 備	円	合 計	円
使 用 料						円

改める。
 別記第三号様式から第五号様式までを次のように改める。

第三号様式から第五号様式まで 削除

別記第六号様式及び第七号様式中「東京都労働相談情報センター 事務所長」を「東京都労働相談情報センター大崎事務所長」に、「東京都 労政会館」を「東京都南部労政会館」に改める。

別記第八号様式中「四」を起し、「東京都労働相談情報センター 事務所長」を
 「東京都労働相談情報センター大崎事務所長」及び「東京都 労政会館」を「東京都
 南部労政会館」に改める。
 別記第九号様式中「東京都労働相談情報センター 事務所長」を「東京都労働相
 談情報センター大崎事務所長」及び「東京都 労政会館」を「東京都南部労政会館」
 に改める。

変 更 事 項	事 項	変 更 後	変 更 前
	使 用 日 的		
	使 用 日		
	附 帯 設 備 人 員 又 は 特 別 設 備		

を

変 更 事 項	事 項	変 更 後	変 更 前
	使 用 日 的		
	使 用 日		
	人 員 又 は 特 別 設 備		

に

別記第十号様式中「四」を起し、「東京都労働相談情報センター 事務所長」
 を「東京都労働相談情報センター大崎事務所長」及び

変 更 事 項	事 項	変 更 後	変 更 前
	使 用 日 的		
	使 用 日		
	附 帯 設 備 人 員 又 は 特 別 設 備		

を

変 更 事 項	事 項	変 更 後	変 更 前
	使 用 日 的		
	使 用 日		
	人 員 又 は 特 別 設 備		

に

改める。

附 則

- この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都労政会館設置及び管理に関する条例施行規則第一号様式、第二号様式及び第六号様式から第十号様式までに用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

●東京都訓令第五十六号

事 支 庁 中 一 所 庁 般

収用委員会事務局
労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十二年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「(以下「算出率」という。)」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中「、病院経営本部(経営企画部及びサービス推進部に限る。）」及び「を」及び「に」に、

「健康安全研究センターの部長(企画調整部長及び広域監視部長を除く。）」及び「精度管理室長」を「健康安全研究センターの部長(企画調整部長及び広域監視部長を除く。）」及び「精度管理室長」に、
「、病院経営本部及び」を「及び」に、

「住宅政策本部(住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）」

「住宅政策本部(住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）」の課長(総務課長を除く。）」

「住宅政策本部(住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）」の課長(総務課長を除く。）」及び担当課長(職層名専門副参事の職に限る。）」

「住宅政策本部(住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）」の担当課長

「職層名専門副参事の職を除く。）」

「、保健所の保健対策課長」を「並びに保健所の保健対策課長」に、「(病院経営本部

については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。)、保健所の歯科保健担当課長」を「並びに保健所の歯科保健担当課長」に、

「北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長

「北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長」を「北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長」に改

める。

附則

1 この訓令は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定及び本則の次に附則を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する前項ただし書に規定する改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都訓令第五十七号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和五十四年東京都訓令第四十号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、「第二十八条の五第一項」を「第十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

規 則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十四号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの部一の項中

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	経営企画部長
東京都中央卸売市場	管理部長
東京都中央卸売市場	管理部長

に改

め、同部二の項及び同部三の項中

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	を
東京都中央卸売市場	を
東京都中央卸売市場	に改める。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十五号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委

員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定(以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。)」を「第二十二條の四第一項の規定」に、「再任用職員(再任用の採用に関する)」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二條の四第一項の)」に改め、「(再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。)」を削る。

別表第一中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の二第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。この場合において、改正後の規則第三条の二第三項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)

附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(以下「退職とする」とあるのは、「退職(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。)(とする」とする。

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。

規 則 (公)

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月22日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第10号

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則(平成15年12月19日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つきまとい行為等の禁止に関する規則

第1条中「第5条の2第2項」を「第5条の2」に、「再発を防止するための援助」を「禁止」に改める。

第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(位置情報記録・送信装置の範囲)

第2条 条例第5条の2第1項第8号の東京都公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

(位置情報の取得方法)

第3条 条例第5条の2第1項第8号の東京都公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置

情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

(2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

(3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供し得る役割を提供する者から当該役割を利用して当該位置情報の提供を受けける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第4条 条例第5条の2第1項第9号の東京都公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

(2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

(3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

興 業

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会

委 員 長 青 山 侍

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和4年7月1日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3の2の部の款(1)の項中「海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）」に改める。

4人委任第44号
令和4年6月22日

各任命権者殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和42年3月30日付42人委発第113号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和4年7月1日以降これにより実施してください。

記

第3条関係を削る。
別表規則第2条第1項第4号の職の項中「各病院」を削る。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

